# 菊陽町議会10月臨時会会議録

令和 5 年 10 月 30 日

~ 陽町議会会議母

熊本県菊陽町議会

## 第3回菊陽町議会10月臨時会会議録

令和5年10月30日(月)開会

菊陽町議会

#### 1. 議事日程

(令和5年第3回菊陽町議会10月臨時会)

令和5年10月30日 午前10時開議 於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出報告第15号から議案第57号までを一括議題
- 日程第5 町長の提案理由の説明
- 日程第6 報告第15号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更について(菊陽杉並木公園拡張整備外周園路整備工事))
- 日程第7 報告第16号 専決処分の報告について(物損事故による損害賠償額の決定及び和解について)
- 日程第8 報告第17号 専決処分の報告について(物損事故による損害賠償額の決定及び和解について)
- 日程第9 議案第56号 工事請負契約の締結について (菊陽空港線堀川函渠構造物基礎工事)
- 日程第10 議案第57号 工事請負契約の締結について(菊陽町図書館ホール音響設備更新工事)
- 2. 出席議員は次のとおりである。

1番	鬼	塚		洋	さん		2番	吉	村	恭	輔	さん
3番	藤	本	昭	文	さん		4番	馬	場	叨	世	さん
5番	廣	瀨	英	$\equiv$	さん		6番	矢	野	厚	子	さん
7番	大久	保		輝	さん		8番	西	本	友	春	さん
9番	佐々	木	理美	<b>美子</b>	さん		10番	中	岡	敏	博	さん
11番	布	田		悟	さん		12番	佐	藤	竜	巳	さん
13番	甲	斐	榮	治	さん		14番	岩	下	和	高	さん
15番	上	田	茂	政	さん		16番	小	林	久美	<b>美子</b>	さん
17番	坂	本	秀	則	さん		18番	福	島	知	雄	さん

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 優 誠 さん 書 記 髙 木 定 伸 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 吉 本 孝 寿 さん 副 町 長 小 牧 裕 明 さん

二殿一身 教 育 長 さん さん 住民生活部長 矢 野 和 幸 産業振興部長 山川 さん 和 徳 総務課長 浩 梅原 司 さん 人権教育·啓発課長 削 浩 昭 さん 弓 総務課総務法制係長 智 裕 さん 髙 山 学務 課長 平 征一郎 さん 図書館長 さん 坂 田 悟

総務部長 板 楠 健 次 さん さん 健康福祉部長 東 桂一郎 都市整備部長 井 芹 渡 さん 財政 課長 さん 澤田一 臣 建設課長 矢 野 博 さん 則 教育部長 吉 永 公 紀 さん 施設整備課長 荒牧栄治さん  $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### 開会 午前10時0分

**〇議長(福島知雄さん)** ただいまから令和5年第3回菊陽町議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(福島知雄さん) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番佐々木理美子さん、10番中岡敏博さんを指名します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長(福島知雄さん) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間といたします。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(福島知雄さん)** 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とする ことに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

**〇議長(福島知雄さん)** 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第4 町長提出報告第15号から議案第57号までを一括議題

**○議長(福島知雄さん)** 日程第4、町長提出報告第15号から議案第57号までの5件を一括して議 題とします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### 日程第5 町長の提案理由の説明

**〇議長(福島知雄さん)** 日程第5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

**〇町長(吉本孝寿さん**) 皆様、おはようございます。

議員各位におかれましては、令和5年第3回菊陽町議会臨時会をお願いいたしましたところ、大変御多用の中に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

急を要する案件が生じましたので、本日、臨時会をお願いしたところでございます。

それでは、提案をしております5件の付議事件につきまして提案理由を申し上げます。 報告第15号は、専決処分の報告についてであります。

令和4年第3回菊陽町議会定例会において議決いただきました菊陽杉並木公園拡張整備外周 園路整備工事の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたた め、工事請負契約を変更したものであります。

今回の契約金額の変更が、当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下でありましたので、専決処分をしたものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第16号及び報告第17号も専決処分の報告についてであります。

内容は、公用車の物損事故に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め、和解することについて、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

議案第56号は、菊陽空港線堀川函渠構造物基礎工事の工事請負契約の締結についてであります。

内容は、現在整備を進めている当該路線は堀川を横断するため、管渠構造物を整備すること としており、今回は管渠構造物を設置するための基礎工事を行うものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の 議決を求めるものでございます。

議案第57号は、菊陽町図書館ホール音響設備更新工事の工事請負契約の締結についてであります。

内容は、菊陽町図書館ホールが平成15年の開館以来、20年が経過をし、スピーカーやアンプなどの音響設備の老朽化が進んでいるため、設備を更新するための工事を行うものであります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の 議決を求めるものでございます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説 明いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

**〇議長(福島知雄さん)** 提案理由の説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

### 日程第6 報告第15号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更について(菊陽杉並 木公園拡張整備外周園路整備工事))

〇議長(福島知雄さん) 日程第6、報告第15号専決処分の報告について(工事請負契約の変更について(菊陽杉並木公園拡張整備外周園路整備工事))を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

**〇施設整備課長(荒牧栄治さん)** おはようございます。

それでは、報告第15号専決処分の報告について御説明いたします。

この報告は、令和4年第3回菊陽町議会定例会において議決いただきました菊陽杉並木公園 拡張整備外周園路整備工事の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要 が生じたため、工事請負契約を変更したものであります。

今回の契約金額の変更が、当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下でありましたので、令和5年9月21日に専決処分をしたものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

初めに、専決処分の内容について御説明いたします。

2枚目の専決処分書を御覧ください。

1、契約の目的、菊陽杉並木公園拡張整備外周園路整備工事。2、変更契約金額、8,577万8,991円、当初契約金額は8,426万円でしたので、151万8,991円の増額となります。3、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2172番地、北陽建設株式会社、代表取締役島田孝でございます。

次に、工事の変更内容について、主なものについて御説明いたします。

2枚めくっていただいて、参考資料の1ページ、A3判の図面をお開きください。

図面の上側が北側になり、主な変更内容は図面に記載しております。黒字が当初、赤字が変更になります。また、引き出し線により変更箇所を示しております。

①表層工、再生アスファルト合材、厚み5センチメートル、面積2,554平方メートル。図面左下の表層工の表示箇所になります。青色矢印のとおり、今後も工事車両を通行させ工事進捗を図る必要があるため、手戻り工事にならないように、町道出入口から144平方メートルのアスファルト舗装の施工を取りやめ、路盤仕上げとしましたので、舗装面積を2,410平方メートルに見直したものでございます。このことによる変更金額は、約47万円の減額となっています。

②路床置き換え(路床材)。図面上部の東西方向及び南北方向、園路を赤線枠囲みした箇所になります。当初は購入土による置き換え厚を45センチメートルで計画しておりましたが、原位置で試料を採取し、路床土の支持力試験を行った結果、当初の計画より軟弱土であったため、園路延長447.5メートル全てにおいて購入土による置き換え厚を55センチメートルへ見直したものでございます。このことによる変更金額は、約165万円の増額となっています。

③雨水浸透ます(C)、1号マンホール、内径900ミリメートル。図面左側の雨水浸透ます(C)の表示箇所になります。現場で掘削したところ、透水層となる砂礫層が想定していた高さより浅い位置で確認できたため、マンホールの製品深さを6.8メートルから5.85メートルに見直し、あわせて土留めライナープレートの設置深さを5.5メートルから4.5メートルへ見直したものでございます。このことによる変更金額は、約114万円の減額となっています。

そのほか、工事の実施数量が確認できるものにつきましては、受注者と協議の上で、数量などを見直し、設計図書の変更を行っております。設計図書の変更による変更金額は、38万

5,991円の増額となっています。

④工事請負契約約款第25条第5項に基づく増額。コンクリート2次製品である側溝の価格に著しい変動が生じたことから、受注者より請負代金額の変更請求があったもので、単品スライドによる変更金額は、113万3,000円の増額となっています。

設計図書の変更による増額と単品スライドによる増額を加算した変更金額は、151万8,991円 の増額となっています。

1枚めくっていただいて、参考資料の2ページ目をお開きください。

左側の外周園路の標準断面図を御覧ください。

赤色で表示のとおり、路床置き換え厚を45センチメートルから55センチメートルに見直し、 あわせて掘削、土砂運搬、購入土、敷きならし締め固めなどの土量を見直しております。

右側の雨水浸透ますの構造図を御覧ください。

右側に赤枠囲みのとおり、砂礫層が1.36メートル浅い位置で確認できましたので、掘削、土留めライナープレートの設置深さを赤枠囲みのとおり5.5メートルから4.5メートルに見直し、あわせて1号マンホールの製品深さを赤枠囲みのとおり6.8メートルから5.85メートルに、また単粒度砕石による埋め戻し土量を見直しております。

1枚めくっていただいて、参考資料の3ページ目をお開きください。

単品スライド請求額算定書になります。

スライド条項の趣旨としましては、受注者と発注者は対等との考えの下、受注者のみに合理 的な範囲を超える価格の変動を負担させることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担す べきものであるとの考え方の下、工事請負契約約款第25条が規定されております。

上段中央に青字で示しております対象工事費は、当初契約額8,426万円に設計図書の変更による増額38万5,991円を加算した額8,464万5,991円となっております。

対象品目は、記載のとおり、側溝などのコンクリート2次製品になります。

当初設計単価は、熊本県土木部の統一単価、令和4年7月を採用しておりました。黒字が当初、赤字は受注者の購入単価及び金額になります。県統一単価につきましては、資材価格の変動に伴い単価改定が行われており、品目の下から2つ目の道路側溝(3種)は、令和5年1月の単価改定では受注者の購入単価である1万2,800円と同額になっております。

さらに、令和5年4月の単価改定では、自由勾配側溝のおのおのの規格全てにおいて約14% 上昇しており、品目の一番下のグレーチング付道路側溝は約33%上昇していることを確認して おり、道路側溝などの積算単価の上昇については、町としても把握している状況の中で、受注 者から請負代金額の変更請求があったものでございます。受注者は、実際の購入金額でのスラ イド額算定を希望され、単品スライド請求時に実際の購入金額の単価と購入先を含まない2者 の見積単価が提出されております。

町は、県統一単価の価格上昇状況を把握した上で、受注者から提出された見積単価を比較 し、受注者の購入金額の単価が最も安価であることを確認し、さらには前工事である駐車場整 備工事による側溝の調達単価を確認し、受注者の購入金額の単価は市場価格として妥当である と判断し、受注者と協議した上で実際の購入金額にて請負代金額の変更請求額を算定しており ます。

左側に青字で示しております変動額は、対象品目の税込み金額に落札率を考慮した当初金額と購入金額の差額で198万4,173円となっております。

対象工事費の1%、84万6,459円は受注者の負担とし、スライド額を113万3,000円と算定しております。

これらのことから、請負金額を変更する必要があり、契約の変更を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(福島知雄さん) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(福島知雄さん) 質疑なしと認めます。

これで報告第15号専決処分の報告について(工事請負契約の変更について(菊陽杉並木公園 拡張整備外周園路整備工事))の報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

## 日程第7 報告第16号 専決処分の報告について(物損事故による損害賠償額の決定及び和 解について)

〇議長(福島知雄さん) 日程第7、報告第16号専決処分の報告について(物損事故による損害賠償額の決定及び和解について)を議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

**〇人権教育・啓発課長(弓削浩昭さん)** 報告第16号専決処分の報告について(物損事故による損害賠償額の決定及び和解について)御説明いたします。

本件は、職員による公務中の交通事故発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和5年10月10日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容について説明いたします。

1枚おめくりいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第18号。専決処分書。専決処分日は令和5年10月10日です。

1、事故発生日時、令和5年8月17日木曜日正午頃。2、事故発生場所、記載のとおりでございます。3、相手方の住所氏名については、記載のとおりでございます。4、事故の概要ですが、職員が公用車を運転中、対向車との擦れ違いの際に車体を道路左側に寄せ過ぎたため、左サイドミラーが電柱と接触し、電柱用巻き看板に損傷を生じたものでございます。幸いけが

はありませんでした。5、損害賠償の額は、1万9,800円でございます。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後一切の請求、異議の申立てを行 わないというのが和解の内容でございます。

参考資料には、事故発生場所、車体及び電柱用巻き看板損傷箇所の写真をつけております。 今後、安全運転に常に心がけるよう職員の指導監督を行ってまいりますので、御理解を賜り ますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(福島知雄さん) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

矢野厚子さん。

- ○6番(矢野厚子さん) 今回、この損害賠償の和解が出てますけど、前回の臨時会でも同じような損害賠償があってますし、その前もあってます。私、議員を5年やっていますけども、これだけ多く物損事故が起きてるのは初めてだという気がします。事故の原因分析とか、そういうのを事故が起きるたびにされてるのか。大きな事故ではなくってけが人もなかったんですけども、事故が起きるたびに、その原因は、職員が疲れているのか、あるいは運転技術のあれなのか、その辺の分析をされてるかどうかを前回のも含めてちょっとここでお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(福島知雄さん) 吉本町長。
- **〇町長(吉本孝寿さん)** それでは、議員の質問にお答えをいたします。

職員の交通事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について議会への報告が続いており、議員の皆様方に大変御心配をおかけしているところでございます。今、矢野議員がおっしゃったように、分析というところは明確には行っておりませんが、事故を起こした職員が副町長と私のところに来て説明をします。多くの場合が不注意というところだと思います。該当する職員のお話を聞いていると、やはり反省を非常にしているというところでもございまして、職員の交通安全に対する町の取組といたしましては、公私にかかわらず、職員が自動車等を運転する際には、交通ルールや交通マナーを守り、事故防止に努めるよう定期的に周知徹底を行っているところでもございますし、今朝の部長会におきましても、改めまして職員の、そして私たちも含める職員みんなで交通事故防止に努めるよう指示をしたところでもございます。

具体的には、今年の1月に全職員に対しまして、自動車等の運転時の交通法規の厳守を含む 通知を行っているところでございます。また、9月の定例課長会議等では、秋の交通安全運動 期間における注意喚起も行っているところでもございますし、引き続き注意喚起というところ におきましては、職員の交通事故などの防止に取り組んでいかなければいけないというふうに 思います。

私のほうも最近は多いなという感じはしてます。ただ、先ほどもお話をしたように、私たち

もやはり注意しなければいけない。事故をされた当事者の職員は物すごく反省をしている。事故を起こしてない私たちは、そういったところも含めて、今まで以上に注意をしながら交通安全に努める必要があるというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

**〇議長(福島知雄さん)** ほかに質疑はありませんか。

岩下和高さん。

- **〇14番(岩下和高さん)** 事故発生場所は宮崎市と書いてありますが、これ、公務の内容はどういう公務だったのかを教えていただけますでしょうか。
- 〇議長(福島知雄さん) 人権教育・啓発課長。
- **〇人権教育・啓発課長(弓削浩昭さん)** 公務の内容につきましては、宮崎県で人権に関する研修会、九州大会が宮崎のほうでございましたので、そちらのほうに職員6名で現地に行く途中での事故になります。

以上です。

**○議長(福島知雄さん)** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(福島知雄さん) 質疑なしと認めます。

これで報告第16号専決処分の報告について(物損事故による損害賠償額の決定及び和解について)の報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

## 日程第8 報告第17号 専決処分の報告について(物損事故による損害賠償額の決定及び和解について)

〇議長(福島知雄さん) 日程第8、報告第17号専決処分の報告について(物損事故による損害賠償額の決定及び和解について)を議題とします。

学務課長。

○学務課長(平 征一郎さん) おはようございます。

それでは、報告第17号専決処分の報告について御説明をいたします。

本件は、職員によります公務中の交通事故発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和5年9月12日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容について御説明いたします。

1枚おめくりいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第16号。専決処分書。専決処分日は令和5年9月12日でございます。

1、事故発生日時、令和5年8月21日月曜日午後5時頃。2、事故発生場所につきましては、記載のとおりでございます。3、相手方住所氏名については、記載のとおりでございます。4、事故の概要ですが、走行車両が多く渋滞が発生しており、前方の相手方の車が停車し

たことに気づくのが遅れ、ブレーキを踏んだものの、間に合わず衝突したものでございます。 幸い職員、相手方とも、けがはございませんでした。 5、損害賠償の額は、19万円でございま す。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後一切の請求、異議の申立ては行 わないというのが和解の内容でございます。

参考資料のほうには、事故の発生場所の位置図と写真のほうをつけております。

今後、安全運転に常に心がけるよう職員の指導監督を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(福島知雄さん) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

布田悟さん。

○11番(布田 悟さん) 参考資料に事故車の写真が出ております。これは写真ですからあまり被害具合が分からないんですけど、被害車両を見ますと、これはウレタンですかね、そんなにへこんでもいないようでありますし、交通事故の場合は100対ゼロという過失割合もありますけれど、追突の場合ですね。これは国道325号線のバイパスだと思いますけど、過失割合は、このときにちゃんと相手方も過失があったということで考慮されているのか。それと、これ、修理見積りも示談に当たっては出ていたのかどうか。それと、こういった場合の示談をするときの当事者、これは菊陽町、それから相手方、もしくは代理人が出てくるというケースがありますけれども、今回の場合はどういった内容で、形で、示談が成立したのか。

以上。

- 〇議長(福島知雄さん) 学務課長。
- **○学務課長(平 征一郎さん)** それでは、御質問にお答えします。

まず、過失割合につきましては、相手の車は停車しておりましたので、過失割合は10対ゼロ というふうなことで伺っております。

それと、議員が申されましたこの見積りにつきましては、写真のほうではなかなか被害の状況が分かりにくくなっておりますけれども、傷のほうが細かい傷が複数入っておりまして、このバンパーのほうを取り替えることで示談のほうが成立しておりまして、金額は19万円になったということで伺っております。

以上になります。

○議長(福島知雄さん) ほかに質疑はありま……

(11番布田 悟さん「もう一つ、これ、示談の契約をするとき出て くるのは、町と……」の声あり)

布田議員。

- O11番(布田 悟さん) 示談するときに、前の報告第16号もそうでしたけれど、当事者、菊陽 町、それから運転者、それと相手方だけで話し合うのか。それとも、ここに菊陽町も専門の弁 護士、専門というか弁護士を置いておりますけれど、そういった人が出てやるのか、どうですかね。
- 〇議長(福島知雄さん) 学務課長。
- **〇学務課長(平 征一郎さん)** 内容につきましては、当事者だけではなくて、町のほうも町村会 の保険にかかっておりますので、そういった方を含めて示談の内容は成立しております。 以上です。
- O議長(福島知雄さん)
   ほかに質疑はありませんか。

   中岡敏博さん。
- ○10番(中岡敏博さん) すみません、報告第17号について御質問をいたします。

まず初めに、参考資料の事故現場の証拠写真が分かりづらいなというのを感じました。職員の上半身と下半身と名札が破損箇所のところに写り込んでいるというのは、証拠として分かりづらいなというふうなのをまず思いましたが、お尋ねいたします。職員が漫然運転、脇見、よそ見、また道路交通法違反等はなかったと言えるのかお尋ねいたします。

- 〇議長(福島知雄さん) 学務課長。
- **〇学務課長(平 征一郎さん)** まず、資料の分かりづらさにつきましては、おわび申し上げたい と思います。

なお、今回の事故につきましては、道路交通法違反ではなくて、職員の不注意によるものだ というふうに伺っております。

以上です。

- O議長(福島知雄さん) ほかに質疑はございませんか。 鬼塚洋さん。
- **〇1番(鬼塚 洋さん)** これまでの議会でも、もしかしたら質問があったのかもしれないんですけど、交通事故において、追突事故が恐らくかなり割合が多いと思います。そうした中で、公用車に自動ブレーキシステムの導入とかをなされたほうがより事故を防げるかとも思うんですけれども、そのことについて町として何か検討されたこととかはございますでしょうか。
- 〇議長(福島知雄さん) 財政課長。
- ○財政課長(澤田一臣さん) 公用車につきましては、財政課のほうで購入させていただいておりまして、すみません、自動安全ブレーキだったかどうかが……。新しい車を買う場合には、そういった安全装置がついているものを基本としながら買っているところでございます。古い公用車についてはまだ入ってないものがあるかと思いますが、新しい車を買う際にはそういった安全装置の機能とかも考慮しながら買っているところでございます。

以上でございます。

○議長(福島知雄さん) ほかに質疑はございませんか。

馬場切世さん。

○4番(馬場切世さん) 追突事故で、人身もなかったということで、まあよかったとは思いますけれども、何となく職員が疲れているというか、労働が非常に過重になってる部分がありゃせんかというふうに思うわけで、ちょっとした不注意ですけれども、注意が散漫になる。これはやっぱり日頃の労働時間とかというものが非常に過重になっているんではないかということで伺いたいと思います。

以上です。

- 〇議長(福島知雄さん) 吉本町長。
- **〇町長(吉本孝寿さん)** それでは、馬場議員の質問にお答えをいたします。

やはり職員の職場環境、今お話をいただいたような環境というのは、全くゼロではないというふうに私は思っております。いろんなところで、やはり仕事が多い、そしていろんな問題、課題を抱えています。ひょっとしたら車を運転しているときも、そういったことを考えているかもしれませんので、そういったところを考えますと、やはり今後は職員の増員も含めて、職場環境の在り方というのはしっかりと検討していく必要があるというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長(福島知雄さん) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(福島知雄さん) 質疑なしと認めます。

これで報告第17号専決処分の報告について(物損事故による損害賠償額の決定及び和解について)の報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第9 議案第56号 工事請負契約の締結について(菊陽空港線堀川函渠構造物基礎工事)

〇議長(福島知雄さん) 日程第9、議案第56号工事請負契約の締結について(菊陽空港線堀川函 渠構造物基礎工事)を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

**〇建設課長(矢野博則さん)** おはようございます。

議案第56号工事請負契約の締結について説明いたします。

菊陽空港線堀川函渠構造物基礎工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約 及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでござ います。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽空港線堀川函渠構造物基礎工事。2、契約の方法、条件付一般競争入 札。3、契約金額、2億1,065万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼16番 地10、アスク・佐藤特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社アスク工業、代表取締役上村 信敏でございます。

次に、菊陽空港線の整備計画について御説明いたします。

現在、県と連携して整備を進めており、町施工区間は、県道大津植木線の交差点から鉄砲小路区の県道新山原水線までの延長680メートルとなります。片側1車線、車道両側に自転車歩行者専用道路を整備し、道路幅16メートルの道路として、令和8年度末の完成を目指して取り組んでいるところでございます。

整備に要する用地につきましては、9月に全ての地権者との契約締結が完了し、今後、本格的に工事に入っていくこととしております。

次に、本工事の場所及び概要について説明いたします。

2枚めくっていただいて、全体平面図を御覧ください。

図面は、左側が北側となり、赤色に着色した箇所が工事箇所となります。

計画では、町道古閑原上堀川線の南側、県が管理する堀川を道路が横断しますので、管渠構造物、通称ボックスカルバートを整備することとしております。令和6年度までの2か年で整備することとしており、今年度は管渠構造物を設置するための基礎工事を行うものでございます。

1 枚めくっていただいて、本工事から令和6年度施工の緑の線の管渠を設置するまでの作業 工程と併せて工事の内容を説明いたします。

右下の計画断面図を御覧ください。

この断面図は、下流側から上流部を見た断面図となります。赤の線が今回施工する箇所、緑の線が令和6年度施工する箇所となります。

工事施工に当たっては、堀川左岸の河川管理用道路を利用し、下流側から工事車両等の乗り 入れを行い、必要な作業ヤード等の整備を行います。

その後、本工事は、水どめ期間の工事となりますが、工事期間においても通水機能を確保する必要がありますので、切り回し水路の整備を行います。

右上の図面に示しております仮排水管、直径1メートルの高密度ポリエチレン製コルゲート 管3本を左側平面図のとおり設置を行います。施工延長は72メートルで、総延長は216メート ルとなります。

排水管設置が完了し施工区間の水どめのための大型土のうを設置した後、次に右下図面の黒の線で示しております堀川護岸の撤去を行います。撤去は管渠整備する区間となります。

撤去後、本工事の目的となる基礎工事に係る地盤改良工の施工ヤード確保のため、暫定盛士を行い、左側平面図に青色で示しております施工機械により地盤改良工を進めてまいります。

地盤改良工の工法は、地盤中にセメントと水を攪拌したスラリー状にしたものを施工機械により現地盤と攪拌、混合することにより、均一で強固な地盤形成をするスラリー攪拌工法で施工します。

施工範囲は、左側平面図、堀川の道路交差点となる延長45メートル、幅9.6メートルの432平 方メートルです。この範囲に現地の改良プラントにおいてセメントと水を攪拌し、スラリー状 にして施工機械により約1.2メートル、360本を施工いたします。

改良の深さである改良長は、右上図面の標準断面図のとおり11.2メートルから15.5メートル の計画としております。

施工に際して、現場でのボーリング調査により地盤を再確認し、道路及び管渠の加重に耐えられる設計値となるよう施工してまいります。

地盤改良工が完了しましたら、次に護岸仮復旧工を進めてまいります。

令和6年度の管渠整備は、本工事と同様に水どめ期間に実施する計画であることから、令和6年度工事実施までの間は堀川の護岸を仮復旧する必要があります。右上図面のとおり耐候性大型土のう1,449袋を現在の護岸高より高めに設置し、モルタルを中詰め材とした厚さ65ミリメートルの布製型枠1,208平方メートルを図面のとおり護岸に設置し仮復旧を行います。

今後、本工事区間については、令和6年度工事の完了まで本町で管理していくこととしております。そのほか、本工事により堀川右岸の町道古閑原上堀川線の影響する箇所について関連工事を行うこととしております。

なお、本工事で設置する切り回し水路となる仮排水管につきましては、令和6年度の管渠本 体施工時に使用するため存続させる計画としています。

工期につきましては、令和5年10月31日から令和6年3月29日までとしております。 以上で建設課からの説明を終わります。

- ○議長(福島知雄さん) 財政課長、指名業者について説明を求めます。
- ○財政課長(澤田一臣さん) それでは、菊陽空港線堀川函渠構造物基礎工事の入札結果等について御説明いたします。

参考資料の最後から2枚目のページ、条件付一般競争入札概要をお開きください。

本件につきましては、設計金額などから入札の方式を条件付一般競争入札とし、令和5年9月20日の審査会を経て条件を決定し、令和5年9月22日に公告しております。

初めに、総括事項ですが、件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が2億1,357万1,600円、税込みの落札価格が2億1,065万円で、落札率が98.63%となっております。

続いて、条件ですが、共同企業体の構成員数については2者としました。

次に、資格要件の営業所の所在地につきましては、代表構成員及びその他の構成員ともに菊 陽町内に主たる営業所を有することとしました。

次の格付等級については、代表構成員が菊陽町の土木一式格付ランクAを有すること、その 他の構成員が土木一式格付ランクBを有することとしました。

次の建設業許可必要業種区分については、工事に必要なとび・土工工事業の許可業者を1者 以上含むこととしました。 次のページを御覧ください。

次の配置予定技術者に関する事項については、どちらも土木一式工事において主任技術者または現場代理人としての施工経験を有し、土木一式工事、とび・土工工事のいずれかに関し主任技術者となる資格を有することとし、3か月以上の雇用関係にある者としました。また、代表構成員については、下請代金の合計額が4,500万円以上となる場合は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置することとしました。その結果、5共同企業体から入札参加がありました。

最後に、入札結果ですが、条件付一般競争入札の開札は10月13日に執行し、入札に参加した 共同企業体名及び税抜きの入札価格は入札結果のとおりですが、最低の価格で入札のあった1 番目のアスク・佐藤特定建設工事共同企業体を落札者と決定しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(福島知雄さん) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(福島知雄さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(福島知雄さん) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

O議長(福島知雄さん) 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## 日程第10 議案第57号 工事請負契約の締結について(菊陽町図書館ホール音響設備更新 工事)

〇議長(福島知雄さん) 日程第10、議案第57号工事請負契約の締結について(菊陽町図書館ホール音響設備更新工事)を議題とします。

図書館長、説明を求めます。

○図書館長(坂田 悟さん) 議案第57号工事請負契約の締結について御説明いたします。

提案理由は、菊陽町図書館ホール音響設備更新工事の請負契約の締結について、議会の議決 に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める ものでございます。 契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽町図書館ホール音響設備更新工事。2、契約の方法、指名競争入札。 3、契約金額、6,597万5,800円。4、契約の相手方、熊本県上益城郡嘉島町井寺986番地、株 式会社AIRASシステム、代表取締役藤本愛でございます。

次に、工事の目的について御説明いたします。

菊陽町図書館ホールの音響設備につきましては、平成15年の開館以来、20年が経過し、設備機器が老朽化していることから、ノイズが発生したり、一部故障が生じておりますので、今後のホールの運営が困難となる可能性が高くなっております。これにより更新工事を行うものでございます。

それでは、主な工事の内容について御説明いたします。

今回の工事内容を大きく分けますと、3点となります。

1つ目に、スピーカー、アンプ、デジタルミキサーなどの機器を調達し、その機器を設置する工事となります。2つ目は、既存のマイク設備などからデジタルミキサー、アンプ、スピーカーまでをつなぐ配線、配管工事になります。3つ目に、設置後は機器の動作確認などと併せて専用のソフトウエアを使い、ホール全体の音響の調整作業を行います。

今回の音響設備の更新は、他のホールでも主流となっている複数のスピーカーユニットを配列したアレイ式スピーカーへと更新し、デジタルミキサーも更新することで、デジタルネットワークによる音響システムを構築する予定です。これによりソフトウエアによる設定や調整が可能となり、今の音響システムと比べて全ての席の方が音を聞き取りやすいものに変わり、音質と音圧も今までよりも優れたものになる予定です。

続いて、更新を行う主な機器について御説明いたします。

資料を御覧ください。

資料1は菊陽町図書館の全体平面図になります。

青色の部分が今回工事を行う図書館ホールになります。

続いて、資料2を御覧ください。

こちらは図書館ホールの平面図で、更新するスピーカーの位置を示しております。赤い四角が壁などに取り付けるタイプのスピーカーで、赤い三角が天井埋め込み型のスピーカーの設置 箇所となります。

資料3を御覧ください。

こちらは音響システムネットワーク概要図になります。

それでは、資料3の音響システムネットワーク概要図の左上の青①のステージの箇所を御覧ください。

まず、ステージ上部に位置するセンターアレイスピーカーにつきましては、6台のユニットスピーカーを1組として天井内へ設置します。

サイドカラムスピーカーにつきましては、こちらも6台のユニットスピーカーを1組として

ステージの両端の壁に設置を行います。

また、サブウーハー2台1組につきましても、それぞれのサイドスピーカーに併せて設置します。

ステージフロントスピーカーにつきましては、4台をステージの床下に設置します。

青の①の番号は、資料2の平面図において記載した青の①の番号のステージ位置になります。その他の番号も資料2と場所が対応しております。

資料3、右下のほうの調整室やホワイエ用の埋め込み型スピーカーにつきましても、資料2の青の2から6までの場所とリンクしておりますので、場所ごとに赤の三角で位置を示しております。

続きまして、同じく資料3の青の②の投光器室におきましては、それぞれのスピーカーに対応するアンプ9台を更新、設置します。

また、先ほど御説明したデジタル化構成とするため、青③の調整室では、デジタルミキサー の更新も行います。

工期につきましては、一般会計補正予算(第4号)におきまして、繰越明許費の設定をしておりますので、令和6年6月30日までとしております。

期間の内容につきましては、機器調達に約半年程度、現場施工期間は約2か月程度で、合わせて8か月程度を見込んでおります。これにより、現場で作業に入る期間は、音響が使えないことから、ホールを休館しなければなりませんので、現場施工による休館の時期は、できるだけ利用者の影響がないように、年間を通して利用回数の少ない5月から6月の2か月間で計画しています。

なお、工事を行うに際は、事故がないよう十分に安全管理を行いながら進めてまいりますので、あわせて皆様の御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で図書館からの説明を終わります。

- ○議長(福島知雄さん) 財政課長、指名業者について説明を求めます。
- **○財政課長(澤田一臣さん)** それでは、菊陽町図書館ホール音響設備更新工事の指名業者及び入 札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、図書館ホールに係る音響設備の更新工事で、業種は電気通信となります。工事内容と設計金額から、9月20日の指名審査会の審議を経まして、県内で音響設備の工事実績がある7者を指名しました。

指名競争入札は10月13日に執行し、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の株式会社AIRASシステムを落札者と決定しました。

なお、今回の入札におきましては、辞退が多くなっておりますが、これは新たな受注を受けることが困難、機器の調達の関係で予定価格の範囲内に収めることが困難などの理由によるも

のです。

また、税込みの予定価格6,942万7,600円に対しまして、落札価格は6,597万5,800円で、落札 率は95.03%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(福島知雄さん) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本友春さん。

- **○8番(西本友春さん)** 1点だけ確認。先ほど取替えに2か月間、5月、6月を予定ということだったんですが、そうすると2か月間、この図書館ホールが使えないということでよろしいんでしょうか。
- 〇議長(福島知雄さん) 図書館長。
- **○図書館長(坂田 悟さん)** はい、使えません。すみません。 以上です。
- ○議長(福島知雄さん) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(福島知雄さん) ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(福島知雄さん) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

O議長(福島知雄さん) 賛成多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和5年第3回菊陽町議会臨時会を閉会します。

お疲れでした。

~~~~~~ () ~~~~~~~

閉会 午前10時58分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため にここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福島知雄

菊陽町議会議員 佐々木 理美子

菊陽町議会議員 中岡敏博

## 菊陽町議会会議録 令和5年第3回10月臨時会

令和5年10月発行

発行人 菊陽町議会議長 福 島 知 雄編集人 菊陽町議会事務局長 内 藤 優 誠印 刷 株式会社 ぎょうせい 九州 支社

電 話 (092) 831-0700 (代表)

## 菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800 電 話(代)(096) 232-2111 議会事務局TEL(096) 232-4919